「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が

いきいきと輝く富山県づくり条例」施行後の取組みについて

　障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害者に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、次の取組みを実施している。（法・県条例ともに、平成28年４月１日施行）

１　相談体制の整備

（１）相談員の設置

ア　地域相談員（住民の身近な相談窓口）条例第10条

309名（身体･知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等に委託）

イ　広域専門相談員（より専門的な相談窓口）条例第11条

２名（県嘱託）

（２）専用相談室の設置（県庁本館１階、広域専門相談員が対応）

　　　　＜相談件数（平成28年４月～10月、延べ件数）＞

不利益取扱い８件、合理的配慮18件、その他の相談64件　計90件

（３）相談員に対する研修の実施（市町村や障害者団体と連携して実施）

（４）精神障害者地域相談員確保事業（健康課）

　地域相談員確保のため、法や県条例、精神障害に関する知識や相談対応方法を習得する講習会を開催

２　紛争解決体制の整備

（１）富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の設置(県の附属機関)条例第14条　法第17条

　　　・H27.11.5設置、委員15名（会長 鷹西 恒）

・紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議等

・法に基づく障害者差別解消地域支援協議会に位置付け

（２）富山県障害者差別解消協議会の設置　条例第24条

・H28.6.1設置、委員20名　※委員は富山県施策推進協議会と同じ

・差別解消の推進に向けた情報共有や取組み協議等

３　富山県障害者差別解消ガイドラインの策定 条例第8条

・H28.3月策定（国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえて策定）

・相談や紛争解決時の判断基準となるもの

４　富山県職員対応要領等の策定　法第10条

　　　・H28.3月策定（国等職員対応要領を踏まえて策定）

・策定機関等：知事部局(議会事務局､各種委員会を含む)、教育委員会、県警察

　　　・対応要領等に基づく職員研修の開催

５　小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（県立学校課）

　合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子供に関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置

６　普及啓発　条例第22条

（１）専用ウェブサイト（スマイリータウンとやま）の開設（平成27年７月）

（２）とやまふれあい共生フォーラムの開催（平成28年11月６日）

共生社会の実現等について、参加者とともに考え、障害者理解の一層の促進を図るもの

【内容】特別講演、パラリンピックトークショー、ワークショップ（点字体験、障害者団体の活動紹介、競技用車椅子の紹介、ボッチャ体験）等

※農福連携 秋マルシェ（障害者就労施設で生産された農産物等の販売）と同時開催

（３）差別の基本的考え方や相談体制等の周知

　チラシやパンフレットの活用、研修会等への講師派遣等